

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

ほうじん本郷

HONGO

税務ニュース

No. 478

平成30年1月号

<http://www.hongohojin.or.jp/>



のれん

【目次】

2018年 新年のごあいさつ —— 2~3

今年の抱負 —— 3

法人会の活動 —— 4~5

中学生の「税についての作文」受賞作品 —— 6~7

平成29年度納税表彰式 —— 8~9

法人会の「平成30年度税制改正に関する提言」まとまる —— 10~11

税務署だより —— 12

都税事務所だより —— 13

企業紹介

—大和自動車整備(株)PART3 —— 14~15

事務局だより —— 15



(株)三共社



(有)小福



矢代建設(株)



(有)花月



(株)日生不動産



要



(株)大佐和老舗



声高らかに読み上げる若い衆 (有)花月

写真の説明は15ページにございます。 撮影/鵜野真理子

本年も宜しくお願ひ致します

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年では法人会各種事業にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は生産年齢人口の減少と景気の回復により人手不足に拍車がかかり完全失業率が23年ぶりに3%を割った報道がありましたが、景気回復の実感が実際には薄く問題が山積しておりますが、まずはこうして、無事に新しい年を迎えることができたことを感謝する気持ちだけは大切にしたいと思っております。

今年は韓国の平昌で冬季オリンピックが開催され日本の選手の活躍が期待されます。また人口知能(AI)は加速度的に進化し昨年5月には囲碁の人口頭脳が世界最強棋士に勝利しましたね。応用領域が急拡大し自動運転や音声認識家電などさまざまな分野で活用され引き続きAIの進化から目が離せません。【いい出会い 地域に根ざす本郷法人会】のスローガンのもと、本年度も会員の皆様と共に、本郷税務署の安田署長様を始め、署の皆様のご指導、ご支援を頂き申告納税制度の普及発展に努め、納税道義の高揚、社会貢献、租税教育の更なる推進に取り組んで参りますので何卒ご支援の程お願い申し上げます。

結びにあたり会員の皆様にとりまして、この新しい年がより良き年でありますよう心から祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。



本郷法人会 会長
加藤 高身

平成30年の年頭に当たって

新年明けましておめでとうございます。

年頭に当たり、公益社団法人本郷法人会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、加藤会長をはじめ会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営に対しまして格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝するとともに、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、税法研修会の開催による税に関する知識の普及をはじめ、区内小学校での租税教室開催など、さまざまな事業活動を精力的に行っておられます。

会を挙げての皆様方の献身的なご努力に対しまして、改めて敬意を表しますとともに、私どもといたしましても、こうした活動に積極的に協力させていただき、貴会と手を携え歩んでまいりたいと考えております。

さて、例年のことではございますが、まもなく所得税及び個人事業者の消費税の確定申告期を迎えます。本年も国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-Taxの機能の充実・改善などを通じて、確定申告が円滑に推移するよう努めてまいります。会員の皆様方には、適正な期限内申告と期限内納付に向けた広報活動へのご協力など、確定申告事務につきましても、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

とりわけe-Taxにつきましては、最重点課題として取り組んでいるところでございますので、会員の皆様には是非ともe-Taxによる申告をご利用いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、会員の皆様方のご事業のご繁栄並びにご健勝を心から祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。



本郷税務署長
安田 博

信頼される行財政運営の推進

あけましておめでとうございます。

本郷法人会の皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年も、未来を担う若い世代への租税教育を積極的に進めるなど、区の税務行政と地域社会の健全な発展に向けてご尽力いただきましたことに、心から感謝申し上げます。

区では、今年度からスタートした「基本構想実施計画」により、人口構成の変化や「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」など、様々な社会動向の変化に対応した、総合的な施策の推進を図っております。本年も、税収をはじめとした歳入の安定確保に努めるとともに、貴重な財源を真に必要な事業に充て、区民ニーズに迅速かつ柔軟に対応していくことで、区民に信頼される行財政運営を推し進め、品質志向の区政運営を目指してまいりますので、皆様方の一層のお力添えをお願い申し上げます。

結びに、貴会会員の皆様方の益々のご発展とご多幸を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



文京区長
成澤 廣修

新年のご挨拶

新年おめでとうございます。

日頃から、本郷法人会の会員の皆様には、東京都の税務行政に深いご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都では、東京2020大会の開催準備をはじめ、福祉・防災・都市力の向上などの課題の解決と、より一層の成長創出のための施策に取り組んでおります。

東京都主税局は、こうした施策を実現するため、その財源となる都税収入の安定的な確保に努めております。

本年も私ども文京都税事務所は、適正・公平な税務行政を推進してまいりますので、皆様方の一層のご支援を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

結びに、貴会の益々のご発展と、会員の皆様のご繁栄の年になりますよう、心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



文京都税事務所長
入江 大

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。本郷法人会会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと、お慶び申し上げます。昨年も法人会の皆様に東京税理士会本郷支部の活動に対して、多くのご協力を賜り、心から感謝するとともに、厚く御礼申し上げます。

さて、少子高齢化時代を迎え、中小企業においても、人手不足、後継者不足が深刻な問題となっております。税制改正におきましても、事業承継税制の適用拡大を目指して、様々な施策が検討されています。このような状況において、税理士会も中小企業支援対策を充実させ、事業者の皆様にとってよき相談相手として貢献していきたいと思っております。

結びに、法人会会員の皆様の益々のご発展とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



東京税理士会
本郷支部支部長
石黒 徹

今年の抱負を一言

東村 昭平（副会長）

激動の時代、新たな挑戦へ、皆で頑張ろう！

松尾 紀彦（副会長）

世代から世代へ、先輩から後輩へと繋がってきた法人会の歴史の中、新しい年を迎え、一層の前進を期します。

橋立 弘紀（副会長）

新年あけましておめでとうございます。私も昨年 65 歳になり高齢者の仲間になりました。年に負けず頑張ります。

五十嵐 正樹（副会長）

待っていても景気は良くならない。前向きなアイデアで今年は自社・自分から景気を押し上げようと思います。

平出 信隆（副会長）

あきらめないで、地道に努力をして飛躍し、気楽にがんばれる気持ちの良い人になりたい。

田中 元浩（常任理事・第 1 支部長）

明けましておめでとうございます。本年は第一支部内での会員交流イベントの開催をめざしたいと思います。

吉田 久夫（常任理事・第 2 支部長、総務委員長）

今年は、公私ともに充実した楽しい一年に！仕事も家族サービスも一生懸命頑張ります。昨年は孫が生まれおじいちゃんになりました。

山中 一江（常任理事・向丘 2 丁目地区長）

元号が変わる歴史の転換期。昭和の体に鞭打って、次世代にバトンを繋げられる自分を目指します。

溝口 智正（常任理事・第 3 支部長）

昨年は 2 回体調を崩し入院も 4 週間にもなったので、今年は古希になり益々健康に留意し頑張りたいと思います

吉田 博（常任理事・第 4 支部長）

いよいよ今年は古希の仲間入りとなりました。昨年は声帯を痛めたので、ますます健康の維持につとめたい。

鳥山 金一（常任理事・第 5 支部長）

一人でも多くの経営者へ本郷法人会の良さをお伝えして税への理解と認識を深める仲間を増やしていきます。

増田 稔（常任理事・社会貢献研修委員長）

会員の皆様が多く参加して頂ける研修会の企画と、社会貢献活動により一層力を入れて頑張ります。

柴山 修一（常任理事・税制委員長）

心身ともに健康で明るく楽しく生きていける環境を設計したい。皆さんが幸せに暮らせていきますよう祈ります。

松下 和正（常任理事・広報委員長）

今年も税務知識の普及、本業の隆盛、税務行政への目配りをモットーに頑張ります！

熊谷 昌之（常任理事・財務委員長）

成年は、こまめに立ち回り周囲を先導できる年としたい。強心に念じて実行力を発揮する。

林 一好（常任理事・厚生組織委員長）

今年は東京オリンピック・パラリンピックを控え需要の盛り上がりピークに達すると予測される。法人会もそれに肖り一歩前進

飯村 早苗（常任理事・女性部会長）

参加された皆さんが笑顔になれるように、今年も色々な事業活動に取り組んでいきたいと思います。

天野 徳久（常任理事・源泉部会長）

源泉基礎講座やセミナーを通して会員の皆様とコミュニケーションを大切にしていきたいと思います。

第34回 法人会全国大会(福井大会)が開かれる —経済再生には中小企業の成長が不可欠、税制改正提言の実現を—

第34回法人会全国大会が10月5日(木)、福井市の福井県産業会館で開催され、当日は全国から約1,800名が参加した。大会式典では小林栄三全法連(東法連)会長による主催者あいさつ、佐川宣寿国税庁長官、西川一誠福井県知事による来賓あいさつの後、会員増強表彰式などが行われた。

続いて、柳田道康全法連副会長・税制委員長による「平成30年度税制改正に関する提言」の趣旨説明が行われた。(p.10～p.11掲載)



▲あいさつをする小林栄三会長(全法連・東法連)

第31回 法人会全国青年の集い「高知大会」に参加して ～未来へ継ぐ 絆 「志国高知」～

青年部会長 埴 英幸

平成29年11月9日(木)～10日(金)、高知県高知市で開催された第31回法人会全国青年の集い「高知大会」に参加してきました。9日(木)は全国各地より選抜された局連代表11単位会による租税教育活動のプレゼンテーションが行なわれました。様々な工夫を凝らした素晴らしい活動で、今後の当部会の租税教育活動に大変参考になりました。最優秀賞は福岡県直方法人会の「税に込められた想いを伝える租税教育活動」でした。東京代表の品川法人会「Kids Work Tax」は優秀賞でした。

また、翌10日(金)は全国部会長サミット円卓会議があり、「租税教育活動の質的向上を目指して」をメインテーマに ①現状の課題と今後の対策について ②子供たちが税の使い道について考える機会を提供するにはどうすべきかを話し合いました。

た。「税金で作られた施設や税金で活動をしている団体を見学する」など大変有意義な意見交換をすることが出来ました。



▲参加した埴青年部会長



▲あいさつをする中村一朗青連協会長(全法連)

日帰りバス見学研修会を実施 —佐倉城下町を散策—

総務委員会(吉田久夫委員長)による日帰りバス見学研修会が10月17日(火)実施された。当日は小雨にも係わらず39名が参加され、午前8時文京シビックセンター前を出発、一路佐倉方面へ向かった。途中車中では「マリンとヤマト 不思議

な日曜日」の上映や「税金クイズ」が行われ、佐倉到着後は「順天堂記念館」や「旧堀田邸」を見学、その後、「レストランテ カステッロ」で昼食、参加者は本格イタリアン料理に舌鼓、暫し休憩をした後、DIC 川村美術館を見学し帰路についた。



▲旧堀田邸の和風建築の説明を聞く参加者



▲DIC 川村美術館で記念撮影



▲佐倉順天堂記念館を見学する参加者



▲玄関前での記念撮影

“税を考える週間” 署長講演会&特別講演会を開催

社会貢献研修委員会（増田稔委員長）が“税を考える週間”協賛行事の一環として「署長講演会&特別講演会」を11月15日（水）、午後1時30分より東京ガーデンパレスに於いて開催した。第1部署長講演会は安田博署長より「税務署の仕事～納税についての誠意～」と題して税務行政の現状と変遷や租税滞納状況の推移などが具体例を挙げて説明された。また、第2部特別講演会ではタニタ体重科学研究所名誉所長、池田義雄氏より「タニタ式6

つの健康習慣～一無、二少、三多のすすめ～」と題して6つの健康習慣などが資料を基に話された。



▲講演をする安田署長（左）と池田義雄氏

みんなで楽しむワインセミナーを開く —東京小売酒販本富士支部・本郷間税会が共催—

社会貢献研修委員会（増田稔委員長）が「みんなで楽しむワインセミナー」を11月17日（金）、午後5時より機山館で開催した。セミナーは本郷間税会の小能大介会長が司会を務め、まず「酒税法とワイン」について東京上野税務署酒類指導官の近藤慶浩氏より日本ワインと地理的表示やワインのミニ知識について説明がされた後、アサヒビール（株）ソムリエの権田かほり氏より国内ワイン市場

概況の説明と共に様々なワインを試飲した。



▲説明をするソムリエの権田かほり氏（左）と酒類指導官の近藤慶浩氏

屋久島の自然保護と税金

文京区立第六中学校 第三学年 岡田 怜央

鹿児島県屋久島町は今年三月一日から入山協力金の制度を始めた。登山者から任意で協力金を集め、主に山中に五ヶ所ある避難小屋のトイレにたまったし尿を運び出す費用にあてるもので、本制度は、屋久島町の条例によって成立した。協力金を納める対象は、縄文杉や宮之浦岳などに入る中学生以上の登山者。日帰り千円、山中泊なら二千円だ。期間は登山シーズンの3～11月。登山口などで集金するほか、登山バスのチケット購入時に集め、年約七万六千人の登山者の九割が協力すると想定し、約七千万円の収入を見込んでいるとのことだ。

島ではかつて山中のトイレのし尿を現場に埋めていたが、登山者の増加で水源の汚染を心配する声が高まり、二〇〇八年から人力で運び下ろすようになった。運搬経費にあてようと寄付を募ったものの赤字が続き、し尿をためたバケツが小屋の外に置いたままになる状況が続くなどしたため、町は条例を制定して協力金を集めることにした。

僕が昨年七月に屋久島を訪れた時は、縄文杉のトレッキングツアーに参加したが、協力金を三百円任意で納めただけだった。任意で集める三百円では到底、屋久島のトイレ問題やゴミ問題対策には足りないはずだった。昨年ツアーに参加した時は、鹿児島在住のお兄さんがトレッキングのツアーガイドをしており、ガイドをする他にし尿を肩に背負い、二往復すると言っていた。僕は本当に大変な作業だと思った。

鹿児島県は世界自然遺産に登録されて以来登山家が増加し自然環境をいかに守っていくかが問われ、入島税や入山税等の徴収が議論されている。法定外目的税の一つとして、入島税や入山税の可能性を探ったが課税対象の把握や公平性の観点から創設は無理と一度は結論づけたようだ。しかし、最近は登山者が増えたことや環境への意識の高まりから、再検討するようだ。

今回の制度も、税金としての徴収ではなく任意の協力金である。目標額の七千万円の収入に届くだろうか。昨年の三倍以上の千円であるので抵抗感を覚える人もいないだろうか。できれば、税金として徴収する方がよいのではないか。屋久島町のウェブサイトをもて協力金の納入が義務なのか任意なのかはっきり書いていない。こういった不明瞭さをなくすためにも税金として徴収し財源を確保するのがよいのではないだろうか。屋久島の自然保護のためなのだから観光客の人々も賛同するのではないだろうか。ただ、一番良いのは世界遺産であるのだから国からの補助金でまかなえることだと思う。そうなれば、入山者が協力金として負担せずに済み、より多くの人に屋久島の魅力を理解してもらえるのではないかと思う。

恵まれていること

文京学院大学女子中学校 第二学年 加藤 真尋

私たちの住む日本はとても恵まれている暮らしを送れている。なぜ、そんなに恵まれている暮らしを送れているのかと思った。日本の政治や税金があるからだと思った。けれど、私は今までで税金というと消費税や住民税というぐらいで何も知らなかった。

そこで、インターネットで調べたり、家族に聞いてみると、税金の力で生活が成り立っていて暮らしを支えていることが分かった。私たちが学校に通うのにも、勉強をするのにも、勉強をするために必要な教科書。普段の生活では、警察や消防隊員。さまざまなことに使われる。そんな中、テレビでこんなことを聞いた。「税金なんて払いたくない」「自分たちのお金をなぜ国に払うのか」という反抗的なことだ。もし、こんな人たちが増えてしまったらと考えてみた。学校に行きたくても行けない。火事や台風など

の災害が起きても誰も助けてくれない。犯罪が起きても誰も止めない。道が悪いところがあっても税金がなければ修理もできない。高齢化社会が進む中こんな道があったらどうなるか。もし、税金がなくなってしまったら、なにひとつ、プラスになることはない。こうしたことが続くと人間関係にも起きてはならないことが起きかねない。相手が持っている物を奪うなど、自分中心の暮らしになってしまう。税金は、国の運営だけではなく、人と協力するということもあると思う。みんなで協力して税金を納め、国や生活をよくしていくのだと思う。だが、先ほども言ったように、「税金を払いたくない」などと身勝手な意見が通るのだろうか。自分自身の問題ではなくて、地域や国の問題になってしまうことを理解してほしい。

私は、税金については、地域のために払う税金の住民税。物を購入して払う消費税。その程度のことしか知らなかった。また、実際にインターネットで調べたり、家族に聞いてしっかり理解はできなかったが、この日本の社会や人々にはとても必要で、環境にも関係してくる大切なものだということが分かった。

最近、各地で地震が多く起きている。以前にも、東日本大震災が起きたように、いつこのような災害が起きるか分からない。そんな時、消防隊員などの方々が出動するには、少なくとも私たちの税金が使われると思う。なので、私たちは国民として税金を納めて、お互いを支え合っていく必要があると思う。私が社会に出たら、しっかりと税金を納めていきたいと思う。そして、恵まれている国に住んでいるということを誇りに思いたい。

平成29年度 中学生の「税についての作文」
公益社団法人 本郷法人会 会長賞

税の恩恵

文京区立第八中学校 第三学年 田中 杏奈

消費税、所得税、法人税、固定資産税、住民税、相続税など、私たちは普段から、たくさんの税と共に生きています。

その中でも、中学生である私たちにとって、特に関わり深いのは、消費税です。今の日本では、何かを買う時に、支払った金額の八パーセントの額を、税として国に納めなければなりません。普通に生活を送るうえでは、あまり気になりませんが、大きな買い物となると話は別です。例えば、十万円で購入する本棚を買おうとします。十万円の支払いにかかる消費税は八千円。新品の文庫本が十冊以上買ってしまう額です。ディズニーランドで一日めいっぱい遊べる額です。そんな大金が、何に使われるのかよく分からないまま財布から消えていく、、、お世辞にも、あまり気持ちのよいことではありません。

「それなら税なんて無い方がいいんじゃないか」と、考える人も、そう少なくはないと思います。でも、ちょっと待って下さい。税が無かったら、私たちの生活は崩壊してしまいます。

例えば、ごみの処理。私たちは普段、種類ごとに分別したごみを、指定された日に規定の場所に捨てに行きます。そして、ごみはその後に来るごみ収集車によって、ごみ処理場へと運ばれます。しかし、ごみ収集車は税によって動かされているので、税が無くなると動かなくなります。そうなれば、私たちがいつもやっている「ごみを捨てる」という行為は、文字通りの意味になります。外にごみを捨てたら町中がごみだらけに、、、だからといって家にごみをためてばかりいたら、家をごみ屋敷に。自分でごみ処理所に持っていったところで、ごみ処理場も税によって運営されているので、ムダ足です。

ほらね。どう考えても、税のある今の暮らしのほうが幸せですよ。それでも、「ごみなんてどうでもいい」と考える人もいます。そんな人はもう少しだけ考えてみて下さい。別に、税はごみの処理のためだけにあるのではないのです。他にも、公立の学校や保育園、幼稚園、図書館や地域センター、公園や区役所、市営バスや地下鉄、消防所や警察署などの運営の費用に使われています。さすがに、どんな人でもこの中に、一つくらいは失われると困るものがあるはずですよ。

普段何気なく納めている税。それは、私たちの気づかぬうちに、姿形を変え、大きな恩恵となって自分の元へ還ってきています。これから大人になっても、この住みよい社会を守るために、きっちりと税を納めていこうと思います。



納税表彰式が開かれる

平成29年度納税表彰式が11月22日(水)、午後3時より文京シビックホールに於いて開催され、右記の方々が受彰の栄に浴されました。受彰された方々に心よりお慶び申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

また、納税表彰式に続いて税に関する作品表彰式が行われました。

税務署長表彰



常任理事
女性部会相談役 山中 一江 氏

税務署長感謝状



理事
女性部会副部長 吉田 幸枝 氏

平成29年度 中学生の税についての作文 受賞者 (敬称略)

👑 本郷納税貯蓄組合連合会 会長賞

ふるさと納税の目的	東京都立小石川中等教育学校	第3学年	石橋 花音
消えた税金を探せ	東京都立小石川中等教育学校	第3学年	植条早紀子
日本と海外の消費税	東京都立小石川中等教育学校	第3学年	佐藤 汰洸
僕の成長は「税金」と共に	文京区立第六中学校	第3学年	河野 一也
消費税再引きあげについて考えたこと	文京区立本郷台中学校	第3学年	石川 里渚
少子高齢化と税	文京区立本郷台中学校	第3学年	上島 綾子
税金を身近に考えるために	学校法人郁文館夢学園郁文館中学校	第3学年	青山 大輝

👑 本郷税務署長賞

屋久島の自然保護と税金	文京区立第六中学校	第3学年	岡田 怜央
恵まれていること	文京学院大学女子中学校	第2学年	加藤 真尋

👑 東京都文京区税務所長賞

私たちの暮らし	東京都立小石川中等教育学校	第3学年	丸 菜々子
---------	---------------	------	-------

👑 文京区長賞

税に対する意識	文京区立第六中学校	第3学年	岩崎 塔子
---------	-----------	------	-------

👑 東京商工会議所文京支部 会長賞

税金の大切さ	東京都立小石川中等教育学校	第3学年	朴 世琳
--------	---------------	------	------

👑 本郷彰友会 会長賞

騙された?	東京都立小石川中等教育学校	第3学年	渡辺 優貴
-------	---------------	------	-------

👑 東京税理士会本郷支部 支部長賞

私が考える税のあり方	文京区立第六中学校	第3学年	山岸 礼佳
------------	-----------	------	-------

👑 一般社団法人本郷青色申告会 会長賞

身近な税金	文京区立文林中学校	第3学年	光武 伶菜
-------	-----------	------	-------

👑 公益社団法人本郷法人会 会長賞

税の恩恵	文京区立第八中学校	第3学年	田中 杏奈
------	-----------	------	-------

👑 本郷間税会 会長賞

皆知らない消費税	文京区立第九中学校	第3学年	吉野 大樹
----------	-----------	------	-------

👑 本郷小売酒販協議会 会長賞

「税金」を考える	学校法人駒込学園駒込中学校	第3学年	稗田 朱理
----------	---------------	------	-------

👑 東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞

支え合う世の中	文京区立本郷台中学校	第3学年	阿部ミチル
---------	------------	------	-------

👑 全国納税貯蓄組合連合会学校感謝状

文京学院大学女子中学校			
-------------	--	--	--

第8回 税に関する絵はがきコンクール 受賞作



本郷税務署長賞
浜詰 真央 さん
(駕籠町小学校 第6学年)



文京区長賞
松井 佳江 さん
(誠之小学校 第6学年)



文京区税務所長賞
鈴木 杏奈 さん
(駕籠町小学校 第6学年)



本郷法人会会長賞
手島 由佳子 さん
(本郷小学校 第5学年)



本郷法人会女性部会長賞
江島 果乃美 さん
(誠之小学校 第6学年)

平成29年度「税に関する絵はがきコンクール」優秀賞 (敬称略)

駕籠町小学校 第5学年 弦巻 もも
駕籠町小学校 第6学年 尾上 舞
駒本小学校 第5学年 岡 莉恵子
駒本小学校 第6学年 栗栖 純海
駒本小学校 第6学年 半谷 健
汐見小学校 第5学年 谷口 凜花
昭和小学校 第6学年 水落 雅香琴

千駄木小学校 第6学年 楠元 優恵
湯島小学校 第6学年 坂爪 元
誠之小学校 第5学年 笠井 彩菜
誠之小学校 第5学年 山口 楽々
誠之小学校 第5学年 川元 結月
誠之小学校 第5学年 小木曾 遙
誠之小学校 第5学年 那須 百花

誠之小学校 第5学年 中野 旭
誠之小学校 第6学年 渡邊 綾子
誠之小学校 第6学年 林原 隆誠
誠之小学校 第6学年 石川 湧
誠之小学校 第6学年 蒔田 紗耶
誠之小学校 第6学年 山崎 怜奈



文京シビックセンター区民広場に展示する
女性部会の役員方



選考会の様子



税に関する絵はがきコンクールの受賞者と
記念撮影(中央が加藤会長)

超高齢化社会に対応した社会保障制度の構築と 中小企業に税制措置でさらなる活力を!

法人会の「平成30年度税制改正に関する提言」が、9月21日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

○「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。この2年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護の給付急増が見込まれるた

めで、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

○現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

○事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

○相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

①株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

III 地方のあり方

○地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

○ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

○異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

IV 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

～ 本郷税務署から確定申告のお知らせ ～

平成29年分の所得税及び復興特別所得税並びに贈与税の申告と納税は、平成30年3月15日(木)まで、
個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税は、平成30年4月2日(月)までです。

税理士による無料申告相談の開催日程 ～ 申告書を作成して提出できます ～

小規模納税者の方の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税及び復興特別所得税の申告を対象に、税理士による無料申告相談を次の日程で行います。是非ご利用ください。

ただし、土地、建物、株式等の譲渡所得のある方、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる方は、税務署へご相談ください。

なお、申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出（郵送可）してください。

月 日	会 場	所在地	時 間
2月 2日(金)	文京区民センター	本郷4-15-14	午前10時 ～ 午後4時 [受付終了 午後3時30分] ※混雑している場合は、受付を 早めに締め切ることがあります。
2月 5日(月)・6日(火)	駒込地域活動センター	本駒込3-22-4	
2月 7日(水)・8日(木)	汐見地域活動センター	千駄木3-2-6	

- 確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印鑑及びマイナンバー確認書類等をご持参ください。
- 各会場とも、お車での来場はご遠慮ください。

税務署の確定申告書作成会場の開設日は平成30年2月16日です。

※申告書等作成のために来署される場合は、会場開設後にお越しください。

開設期間	会場	時 間
2月16日(金)から3月15日(木)まで (土曜日及び日曜日を除きます)	本郷税務署5階 西片2-16-27	開場：午前8時30分から (提出は午後5時まで) 相談：午前9時15分から 午後5時まで

- 会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますのでご了承ください。
- 確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印鑑及びマイナンバー確認書類等をご持参ください。
- お車での来場はご遠慮ください。
- 作成済みの申告書等は、土曜日、日曜日及び祝日を除き平成30年1月4日(木)から受け付けます。

平成30年2月18日・2月25日の日曜日は、東京国税局で申告書作成等を行います。

※当日は、本郷税務署では執務を行っておりません。

【会 場】東京国税局1階：中央区築地5-3-1	【最寄駅】都営地下鉄大江戸線 築地市場駅 A2・3出口 徒歩1分
【時 間】受付：午前8時30分から午後4時まで	東京メトロ日比谷線 東銀座駅 3・5・6番出口 徒歩7分
相談：午前9時15分から	東京メトロ日比谷線 築地駅 1・2番出口 徒歩8分

- 本会場では、国税の領収及び納税証明書の発行は行っていません。
- 上記以外の土曜日、日曜日及び祝日は執務を行っておりません。



医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

◎ 平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに

『医療費控除明細書』の添付が必要となりました。

(領収書の提出は不要となりました。)

※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

23 区内に償却資産をお持ちの方へ

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成30年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	平成30年1月31日(水)

【お問い合わせ先】文京都税事務所固定資産税課償却資産班 03-3812-3241(内線 341~343)

主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。
申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産 クリック

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

eLTAX

ホームページ <http://www.eltax.jp/> クリック

ヘルプデスク ☎ 0570-081459 (左記電話番号につながらない場合: ☎03-5500-7010)
9:00 から 17:00 (土・日・休日、年末年始 12/29~1/3 を除く)



23 区内に土地をお持ちの方へ

住宅用地の申告はお済みですか?(23区内)

～住宅用地は、固定資産税・都市計画税が軽減されます～



住宅用地とは	住宅の敷地として利用されている土地
申告が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅を新築・増築した場合 ○ 住宅の全部または一部を取り壊した場合 ○ 住宅を建て替える場合 ○ 家屋の全部または一部の用途(利用状況)を変更した場合 ○ 土地の用途(利用状況)を変更した場合 ○ 住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合
申告方法	「固定資産税の住宅用地等申告書」等に必要事項をご記入のうえ、土地が所在する区にある都税事務所の土地班に提出してください。
申告期限	平成30年1月31日(水)

【お問い合わせ先】文京都税事務所固定資産税課土地班 03-3812-3241 (内線 331~333)

クルマ…夢・安心（Ⅲ）

大和自動車整備株式会社
代表取締役 五十嵐 正樹



時代と共に歩んだ 大和自動車整備の歴史

自動車の始まりは、イギリスで開発された蒸気自動車ですが、ガソリン自動車は1870年（明治3年）に発明されました。ガソリンで作動する内燃機関をゴットリーブ・ダイムラーが改良し、二輪車や馬車に取り付けて走行試験を行い、特許が出されたのが1885年（明治18年）のことです。一方、ドイツのカール・ベンツは、ダイムラーとは別にエンジンを改良し、最初の自動車販売店を作り、生産した自動車を数百台販売しました。

日本にガソリンエンジンを搭載したパナールという自動車が初めてお目見えしたのは、1898年（明治31年）、フランスで自動車が発売されてから8年後のことです。

1908年（明治41年）になると、アメリカのフォードがT型フォードを発売。フォードは流れ作業による大量生産方式を採用し、自動車の価格の引き下げに成功したことで、自動車産業は巨大なものとなっていきました。

当社の先々代創業者五十嵐清吉（以下清吉）が大和自動車整備の前身である五十嵐自動車修理工場を始めたのは、1919年（大正8年）のことです。

先々代清吉は、1890年（明治23年）に新潟市に生まれ、私立静修学校を卒業後に上京し、当時の東京市小石川にあった陸軍砲兵工廠に入りますが、家事の都合で新潟に帰り、新

潟鉄工所造船所造船部に就職しました。その後現役入営のため退職し、1911年（明治44年）に除隊すると再び上京し、陸軍砲兵工廠精器製造部に就職します。

そして、1919年（大正8年）、陸軍砲兵工廠を退職し、当時の小石川区指ヶ谷町112番地に自動車整備工場を開業。ヤナセが日本でキャデラックを販売したのが1915年（大正4年）ですから、その4年後のことです。自動車の将来を見越した大きな決断でした。

当時、日本にあった乗用車は1,244台でした。その後、毎年約2,000台ずつ増えていきますが、急激に増えるのは1923年（大正12年）に起こった関東大震災後のことです。鉄道や電車が止まり物流が滞ったとき、自動車が大活躍し、非常に便利なのが分かったからです。

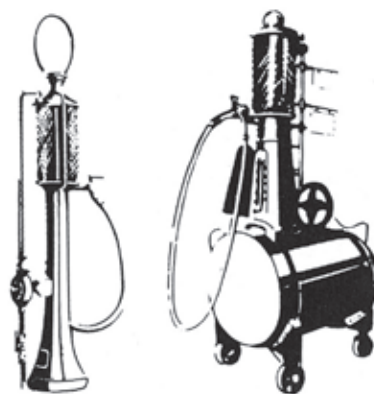
そのため、震災の年には15,731台だった車の数は、翌年には24,333台になりました。こうして自動車の台数が増えると共に、自動車整備の仕事が不可欠になっていきました。

昭和に入ると、日本フォードと日本GMが誕生したことで、日本で生産されるクルマが増え、ハイヤーやタクシーの営業も盛んになります。保有台数が増え補修部品の需要も増加し、自動車産業のすそ野が広がり、日本における技術的な進歩を促しました。

その後、戦時体制が進むと軍用自動車を作られるようになり、やがてアメリカ資本のクルマは排除されてトヨタや日産などのトラックが量産されるようになると、日本特有の小型自動



◎白山通りでのマラソン大会（昭和2年頃）



◎初期のガソリン計量器（大正～昭和初期）

車や三輪トラックなどの生産が縮小し、その発展が一時途切れることとなります。

その間、五十嵐自動車修理工場は国の歩みと共に整備事業を展開しました。現在の後楽園にあった陸軍砲兵工廠の下請け工場として仕事を続ける傍ら、1938年(昭和13年)以降先々代清吉は中央熔接工業組合専務理事、東

京自動車加工修理工業組合常務相談役、全国自動車修理連合会理事などに就任し、業界を支え、1941年(昭和16年)には個人工場から有限会社大和自動車工場を創立、1945年(昭和20年)に大和自動車整備株式会社に組織替えし、代表取締役社長に就任しました。

事務局だより

【表紙写真について】

江戸情緒・歴史の再発見

大相撲の始まりを告げる「ふれ太鼓」

(東京場所：1月・5月・9月)

湯島の粋な旦那衆の計らいで再現！

テレビやラジオなどのメディアがあまり普及していない時代・・・、相撲の呼び出し衆は初日の取り組みが決まると相撲部屋をまわり、また太鼓の音も軽やかに街を練り歩き、ごひいき先では初日幕内後半取り組みを呼び出しの若い衆が声高らかによみあげました。

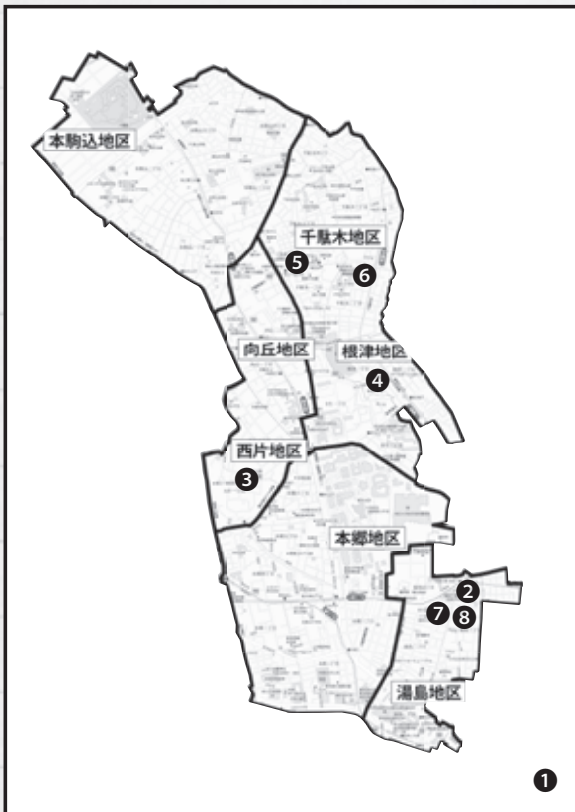
「相撲は明日が初日じゃぞえ～」の掛け声で始まり、「初日幕内後半戦の取り組み」を読み上げ、「ご油断では詰まります～」で締め、太鼓を打ち終わります。(早くしないと席がなくなりますよの意味)

【撮影及び表紙説明】

(有)トイー企画(回覧板・名簿の企画制作)

本駒込5-3-5-201

代表取締役 鷗野真理子



- ① ECTメディカル(株)
中央区日本橋久松町10-10 久松ビル3F 6659-8083
サービス業(医薬品に関する)
- ② (株)佐電工 東京支社
文京区湯島3-47-10 5817-7872
電機工事
- ③ 本町不動産(株)
西片1-7-12 3811-1020
不動産業
- ④ 峰岡睦久税理士事務所
根津1-3-5 吉田マンション3F 133号 5832-9441
税理士
- ⑤ (株)メタルワーク
千駄木1-19-6-201 5877-9808
建築板金工事業
- ⑥ とよだ歯科医院
千駄木2-13-1 ルネ千駄木プラザ228 5814-6487
歯科医
- ⑦ 大信建設(株)
湯島3-21-16 5807-5217
建設業
- ⑧ (株)エターナルハート
湯島3-22-11-2F 5812-9830
電子機器・防災用品卸

1月号 編集後記

明けましておめでとうございます。今年の干支は戌で日本の国運予断は「火天大有」の年で太陽エネルギーを大きく受け活気に満ちて明るい年になるということだそうです。今年も本郷法人会の皆様方が国運に肖り元気な良き年でありますようお願い申し上げますと共に引き続き今年も「ほうじん本郷」のご愛読をよろしくお願ひ申し上げます。(中村 記)

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を



総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

病気による身体障がい状態の例

例えば

- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明



事故による身体障がい状態の例

例えば

- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに



事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合

約**54.9%**



事故・けがによる

身体障がい者数の割合

約**14.3%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 万一の際は、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人が所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなります。
- この資料は、平成30年1月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DJIDO 大同生命保険株式会社

東京支社/東京都中央区日本橋本町2-7-1
(NOF日本橋本町ビル) TEL 03-3667-8121

AIG AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/東京都新宿区西新宿2-4-1
(新宿NSビル14F) TEL 03-6894-9110

F-29-1008(平成29年11月8日)

R100
古紙配合率100%再生紙を
使用しています。

**VEGETABLE
OIL INK**